

議案第68号

備前市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

備前市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市下水道条例の一部を改正する条例

備前市下水道条例(平成17年備前市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第7条の5第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、岡山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第68号参考資料
備前市下水道条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(指定の基準) 第7条の4 市長は、第7条の2第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに排水設備の工事に関し規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を選任している こと。 (2)～(5) (略) (責任技術者) 第7条の5 指定工事業店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、営業所ごとに責任技術者を<u>選任し</u>なければならない。<u>ただし、岡山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2 (略) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) (略)	(指定の基準) 第7条の4 市長は、第7条の2第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに排水設備の工事に関し規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が<u>1人以上専属している者であること。</u> (2)～(5) (略) (責任技術者) 第7条の5 指定工事業店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、営業所ごとに責任技術者を<u>専属させなければならない。</u> 2 (略) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により 当該下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号 に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数<u>を除く。</u>)	(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により 当該下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号 に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数<u>を除く。</u>)
--	--